

行動計画(最終案)の修正箇所一覧

平成 28 年 12 月に実施した意見照会等をもとに、以下のように修正した。

No	行動計画 (最終案) 該当箇所	発言者	ご意見	対応
1	全般	美瑛町	東日本大震災のような広範囲的な想定も必要であるが、地震・津波のみならず、本年度内で発生した台風・大雨や近年、沈静化している火山噴火に関する具体的行動。また、冬期間に発生した場合を含めた計画が必要かと考えます。	『はじめに』に、「通常規模の災害が発生した際も本計画の処理方針を活用することで対応する。」と記載している。 大規模災害をメインにした国の行動計画であり、風水害などについてどこまで具体的に書くかは今後の検討事項と考えられる。
2	タイトル 年月	事務局	—	「・・・行動計画(修正案1)」 →「・・・行動計画(最終案)」 「平成 28 年 12 月」→「平成 29 年 2 月」
3	はじめに 1 行目	札幌市 循環型社会 推進課	「大規模災害発生時における <u>北海道ブロック</u> 災害廃棄物対策行動計画…」に下線部追加。	ご意見にしたがって修正。
4	はじめに 1 行目	事務局	—	「(以下、行動計画と称す)」→ 「(以下「行動計画」という。)」
5	はじめに 3 行目	事務局	—	「(以下、行動指針と称す)」→ 「(以下「行動指針」という。)」
6	はじめに 10 行目	事務局	—	「(以下、北海道ブロック協議会と称す)」→「(以下「北海道ブロック協議会」という。)」
7	「行動計画に盛り込む事項」	北海道 循環型社会 推進課	「⑦地域ブロック内の関係者の対応状況の共有等」の「等」を削除。目次及び本編との整合を図る。	行動指針の第 3 編第 2 章『行動計画に盛り込む事項』に合わせ、目次と本編を修正し「等」をつける。 「7. 北海道ブロック内の関係者の対応状況の共有等」
8	P3 (1)地形・地勢・機構	北海道 循環型社会 推進課	①「したがって、災害廃棄物処理の対応としては、広大で変化に富む地形を考慮した体制に加え、冬季積雪時の対策を検討する必要がある。」	「したがって、地方自治体における災害廃棄物処理…冬季積雪・凍結時の対策を検討する。」に修正。
9	P4 (2)人口及び都市形成	北海道 循環型社会 推進課	①「このように広大な面積に点在する市部に人口が集中していることや、過疎地域で地域防災力の低下が考えられること、都市間の移動に時間を要すること等を踏まえた災害廃棄物処理を検討する必要がある。」	「地方自治体は、このように…対策を検討する。」に修正。
10	P5 (3)交通網	北海道 循環型社会 推進課	①「災害廃棄物処理においては、北海道の道路ネットワーク状況や冬期の通行止めが発生しやすい等の問題点を十	「地方自治体における災害廃棄物処理…十分に考慮する。また、…有効に組み合わせること

			分に考慮する必要がある。また、道路を利用した陸送、港湾・空港施設を活用した海上・航空輸送を有効に組み合わせることも検討する必要がある。」	も検討する。」に修正。
11	P6 (4)産業	北海道 循環型社会 推進課	①「以上のようなことを考慮し、地域ごとの産業の特徴を踏まえた災害廃棄物処理を検討する必要がある。」	「地方自治体は、以上の…を検討する。」に修正。
12	P6 (5)行政組織	北海道 循環型社会 推進課	①「ごみ処理広域化の進捗状況や北海道内の市町村等のごみ処理の実態も確認し、災害廃棄物処理を検討していく必要がある。」	「地方自治体は、ごみ処理広域化の…を検討する。」に修正。
13	P7 (1)対象とする災害	北海道 循環型社会 推進課	②「ただし、対象とする災害は北海道の地域防災計画や被害想定の内容が変更となった場合等に見直すこととする。」	行動計画の見直しについてはP45に記載しているため、原文とする。
14	P7(図3－2－1出典)	北海道 危機対策課	【修正の依頼】 ・何か所か「北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編 平成27年6月」という記載があるが、読みづらいのと誤解を招く可能性（例えば、資料編1ページでは、「平成27年6月の被害想定データ」と誤解される可能性がある）もあることから、「」と（）で囲っていただけないか。 ◎修正案 「北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編（平成27年6月 北海道防災会議）」	ご意見にしたがって修正。
15	P8(表3－2－2出典)	北海道 危機対策課	【修正の依頼】 ・何か所か「北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編 平成27年6月」という記載があるが、読みづらいのと誤解を招く可能性（例えば、資料編1ページでは、「平成27年6月の被害想定データ」と誤解される可能性がある）もあることから、「」と（）で囲っていただけないか。 ◎修正案 「北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編（平成27年6月 北海道防災会議）」	ご意見にしたがって修正。
16	P11 表3－3－2	札幌市 事業廃棄物課	・「木造住宅等の解体家屋から発生するもの。」→「木造住宅等の倒壊家屋から発生するもの。」	「解体家屋」⇒「損壊家屋」に修正。
17	P11 表3－3－2	札幌市 事業廃棄物課	・「主に建物や基礎等の解体により発生したコンクリート片や・・・」→「主に建物や基礎等の倒壊により発生したコンクリート片や・・・」	「解体」⇒「損壊」に修正。
18	P13	札幌市	「本行動計画には、…」に修正。	ご意見にしたがって修正。

	4-1 処理 主体 7行目	循環型社会 推進課		
19	P15	札幌市 事業廃棄物 課	・「被災現場で解体・撤去した災害廃棄物を一次仮置場に・・・」→「被災現場から撤去した災害廃棄物を一次仮置場に・・・」	現状では指針や通知において「解体・撤去」とされているため原文とする。
20	P17 4-5 仮置 場の確保 の検討	北海道 循環型社会 推進課	③「仮置場は、災害時に早期の設置が必要となるため、市町村においては平時から候補地を選定しておき、GIS等を用いて位置情報を整理しておくことが望ましい。」	候補地の選定はある程度すべきだが、GIS等を用いた位置情報の整理は強制できないため、原文とする。
21	P20 表 4-5- 2 冬期の 対応例	北海道 循環型社会 推進課	②	タイトル：仮置場における冬期の対応例 本文：「地方自治体は、これらの例を参考として対応する。」を追記。
22	P21 収集運搬 における 配慮事項	北海道 循環型社会 推進課	②	タイトル：仮置場における収集運搬の対応例 本文：「地方自治体は、これらの例を参考として対応する。」を追記。 表タイトル：収集運搬における対応例
23	P23 (2)再生資 材の利用 先の確保 と受け入 れ品質	北海道 循環型社会 推進課	③「災害廃棄物から分別・分級された再生資材を有効活用するには、災害廃棄物等の処理の結果発生した再生資材の供給者である市町村と、再生資材を有効利用する北海道や市町村の公共事業発注者、公共工事等を請け負う建設業者等の需給サイドにおける需給バランス及び品質要求の調整を実施することが望ましい。」	「災害廃棄物から分別・分級された再生資材を有効活用する際は、…調整を実施する。」に修正。
24	P25 4-7 焼 却施設等 の活用の 検討(可燃 物の処理)	北海道 循環型社会 推進課	・修文 「発災時は、平時に利用している被災した市町村、一部事務組合、広域連合の一般廃棄物焼却施設での処理を優先して実施することを前提とする。」 ↓ 「可燃物の処理は、平時に利用している被災した市町村、一部事務組合、広域連合の一般廃棄物焼却施設での処理を優先して実施する。」	「可燃物の処理は、平時に利用している市町村、一部事務組合、広域連合の一般廃棄物焼却施設での処理を優先して実施する。」に修正。
25	P25 4-7 焼 却施設等 の活用の 検討(可燃 物の処理)	北海道 循環型社会 推進課	・「災害時には災害廃棄物の処理・再生利用を担う施設」がどこにあるかを示す。	民間事業者との連携を図る上で重要であり、今後の検討課題と考えられる。

26	P25 4－8 最終処分場の活用 (不燃物の処理)	函館市	【訂正箇所】 再生利用を極力推進した上で、円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理のために最終処分場が必要で、リサイクルできない廃棄物については、最終処分場で埋立を行う。 ↓ 【訂正（案）】 発災時の災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のために、再生利用を極力推進した上で、リサイクルできない廃棄物については、最終処分場で埋立を行う。	ご意見にしたがって修正。
27	P26 (2)産業廃棄物最終処分場の活用	北海道循環型社会推進課	③「北海道や廃掃法上の政令市は、発災時に災害廃棄物の受け入れが可能となるよう、平時から産業廃棄物最終処分場に関する埋立容量及び残余容量等を把握することが望ましい。」	「…把握する。」に修正。
28	P26 (2)産業廃棄物最終処分場の活用	北海道循環型社会推進課	①「また、産業廃棄物最終処分場に対して、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出」の活用も含め、発災時における処理の協力について、平時から事業者及び所在市町村と調整を行っておくことが望ましい。」	「また、北海道や廃掃法上の政令市は、「産業廃棄物最終処分場に対して…調整を図る。」に修正。
29	P26 (2)産業廃棄物最終処分場の活用	北海道循環型社会推進課	②「発災時における実際の処理にあたっては、埋立の対象となる災害廃棄物の性状調査を行い、協議や調整を進める。」	「発災時における実際の処理に当たっては、地方自治体が埋立の対象となる災害廃棄物の…」に修正。
30	P27 (5)既存施設以外の北海道内処分先の確保	北海道循環型社会推進課	②「既存施設以外で処分する場合には、事前に調整等を行い、許認可を得ることが必要となる。」	「…場合には、地方自治体が事前に調整等を行い、…」に修正。
31	P27 (5)既存施設以外の北海道内処分先の確保	北海道循環型社会推進課	①「このため、災害時に必要となる施設の規模や数量を把握した上で、整備に要する期間を考慮し、調整・手続(候補地選定、調査・設計、地元調整、申請、造成等)の実施を検討することが望ましい。」	主語は、地方自治体とする。文末は、強制ではないため、原文とする。
32	P27 4－9 有害物質等への対応	北海道循環型社会推進課	③「このため、環境省は北海道や市町村の協力を得ながら、平時から有害物質の保管・取扱い状況の把握に努めるとともに、周辺環境への流出を防止するため、対策等を講じるよう事業者への情報提供等に取り組んでいく必要がある。」	「…取り組む。」に修正。
33	P27	北海道	③「なお、損壊家屋等の解体・撤去に	「…行う。」に修正。

	4-9 有害物質等への対応	循環型社会推進課	おいては、石綿含有建材の使用状況により対応が異なることから、発災時に関係者に周知できるよう、北海道が主体となって平時から情報収集を行う必要がある。」	
34	P27 4-10 他の地域ブロックとの連携	北海道循環型社会推進課	①「その際は、北海道ブロックで発生する災害廃棄物を北海道外の他の地域ブロックで処理すること（支援）を検討する必要がある。」	「…を検討する。」に修正。主語については、後半に「国（環境省）が主体」と書いているため原文とする。
35	P27 4-10 他の地域ブロックとの連携	北海道循環型社会推進課	②「一方で、他の地域ブロックで大規模災害が発生し、被災したブロック内での災害廃棄物処理が困難な場合には、北海道ブロックで処理すること（支援）を検討する。」	後半に「国（環境省）が主体」と書いているため原文とする。
36	P28 4-10 他の地域ブロックとの連携	北海道循環型社会推進課	③「これらの具体的な手続きについては、平時から検討しておく必要がある。」	「…検討する。」に修正。
37	P28 4-10 他の地域ブロックとの連携	北海道循環型社会推進課	①「なお、他の地域ブロックとの間の運搬手段は主に航路を用いると考えられるが、発災時の迅速な対応のため、平時に活用する港の候補などを検討しておく必要がある。」	主語は、地方自治体とする。文末は、強制ではないため、原文とする。
38	P29 6行目 39字目	函館市	【訂正箇所】 ・・・それを回避・解消する必要がある。 ↓ 【訂正（案）】 ・・・それを回避・解消する必要がある。	ご意見にしたがって修正。
39	P31 4-12 幹線道路等の廃棄物撤去・・・ 4行目	札幌市循環型社会推進課	「廃棄物処理の関係部局は、その方法、範囲、順序などを廃棄物関係部局と情報共有把握し、災害廃棄物の取り扱いについて関係者間で平時にから協議しておくことが望ましい。」に修正。（廃棄物関係部局が主体であるため。）	ご意見にしたがって修正。
40	P31 4-12 幹線道路等の廃棄物撤去・・・	北海道循環型社会推進課	③「道路啓開は、原則として該当する道路の維持管理者が、自衛隊、警察、消防等と協力し実施するため、その方法、範囲、順序などを廃棄物関係部局と情報共有し、災害廃棄物の取り扱いについて平時に協議しておくことが望ましい。」	「…協議する。」に修正。
41	P34 図 5-1-1	札幌市循環型社会推進課	ネットワークの構築イメージについては、先に修正いただいたが、道内の相互協力体制に力点を置くという意味で、「北海道内の相互協力体制」の部分	ご意見にしたがって修正。

			を点線で囲み、強調してはどうか。	
42	P34 (2)必要となる協定	北海道 循環型社会 推進課	③「発災時の災害廃棄物の適正で円滑な処理のために、自治体間の協定は有効であり、平時から協定の締結を検討することが必要である。」	「…検討する。」に修正。
43	P35 (2)必要となる協定	北海道 循環型社会 推進課	③「災害復旧について自治体間や上述したような業界と既に協定を結んでいる場合には、災害廃棄物処理についてもその協定内容に含まれているか確認し、含まれていない場合は含めるよう協定を見直すべきである。」	「…見直す。」に修正。
44	P35 (2)必要となる協定	北海道 循環型社会 推進課	①「現状では、道内で連携体制を構築するための協定を締結していない自治体も多いことから、今後、自治体間、自治体及び民間事業者間における、災害廃棄物処理に関する協定の締結を促進する必要がある。」	主語は、地方自治体とする。文末は、強制ではないため、原文とする。
45	P36 (1)通信手段の確保	北海道 循環型社会 推進課	①「発災直後は、携帯電話や固定電話が繋がりにくい状況となることを踏まえ、複数の通信手段を平時から確保することが重要である。」	主語は、地方自治体とする。文末は、強制ではないため、原文とする。
46	P36 (1)通信手段の確保	北海道 循環型社会 推進課	①「また、東日本大震災では、発災直後の停電により電源の確保が困難となったことを踏まえ、自家発電用の発電機及びその運転のための燃料を平時から確保することが必要である。」	主語は国や地方自治体（廃棄物関係部局や他の部局）などであり、いずれも強制ではないため原文とする。
47	P36（表5－2－1）	北海道 危機対策課	【修正の依頼】 ・何か所か「北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編 平成27年6月」という記載があるが、読みづらいのと誤解を招く可能性（例えば、資料編1ページでは、「平成27年6月の被害想定データ」と誤解される可能性がある）もあることから、「」と（）で囲っていただけないか。 ◎修正案 「北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編（平成27年6月 北海道防災会議）」	ご意見にしたがって修正。
48	P37 (2)発災時に収集する情報の内容例 2行目	函館市	【訂正箇所】 本計画で対象としている<u>大きな</u>規模の想定地震が発生した際は、市町村から北海道及び国へ支援を要請すると考えられる。 ↓ 【訂正（案）】 本計画で対象としている<u>大規模</u>の想定地震が発生した際は、市町村から北海道及び国へ支援を要請すると考えられ	「大きな規模の想定地震」⇒「大規模な地震」に修正。

			る。	
49	P37 (3)住民等 への普及 啓発・広報	北海道 循環型社会 推進課	③「これを防ぐため市町村は住民の理 解を得られるよう公共通信媒体、チラ シ、貼り紙、インターネット、広報誌 など複数の媒体を利用し、日頃から啓 発等を継続的に実施することが望まし い。」	「…実施する。」に修正。
50	P37 (3)住民等 への普及 啓発・広報	北海道 循環型社会 推進課	③「このため、広域に住む住民に発災 時にどのような手段で広報するか平時 から計画しておくことが必要である。」	「…計画する。」に修正。
51	P38 5-3 各 関 係者の役 割と対応 内容の明 確化	事務局	—	「大規模災害時における災害 廃棄物対策行動指針 平成 27 年 11 月 環境省大臣官房廃棄 物・リサイクル対策部」→「行 動指針」
52	P44 6 章 タイ トル	事務局	—	行動指針の第 3 編第 2 章『行動 計画に盛り込む事項』に合わ せ、6 章のタイトルを『…セミ ナーについて』→『…セミナー の実施』に修正。
53	P44 6. 北海 道 ブロック 内関係者 の合同訓 練、セミナ ー・・・	北海道 循環型社会 推進課	・修文 「行動計画の段階的な充実を念頭にお いた合同訓練やセミナー等の実施を検 討する。」 ↓ 「行動計画の段階的な充実を念頭にお いた合同訓練やセミナー等を実施す る。」	ご意見にしたがって修正。
54	P45 8. 行動計 画 の 点 検・見直し 5 行目	函館市	【訂正箇所】 ブロック協議会での協議事項の一つ とし、行動計画を見直し充実を図る。 ↓ 【訂正（案）】 ブロック協議会での協議事項の一つ とし、行動計画の見直し充実を図る。	「行動計画の見直し及び充実 を図る。」に修正。
55	資料編 P1	北海道 危機対策課	【修正の依頼】 ・何か所か「北海道地域防災計画 地 震・津波防災計画編 平成 27 年 6 月」 という記載があるが、読みづらいのと 誤解を招く可能性（例えば、資料編 1 ページでは、「平成 27 年 6 月の被害想 定データ」と誤解される可能性がある） もあることから、「」と（）で囲ってい ただけないか。 ◎修正案 「北海道地域防災計画 地震・津波防 災計画編 （平成 27 年 6 月 北海道防	ご意見にしたがって修正。

			災会議)」	
56	資料編 P1	事務局	—	「「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間とりまとめ(平成26年3月 環境省)」(以下、グランドデザイン中間見直しと称す)に示される以下に示すような方法」 →「「災害廃棄物対策指針 (平成26年3月 環境省) 技術資料」に示される以下のような方法」
57	資料編 P1	事務局	—	「平成25年度の一般廃棄物排出量は2,019千トン」→「平成26年度の一般廃棄物排出量は1,963千トン」
58	資料編 P3 ～p13	事務局	—	・「グランドデザイン中間見直し」→「災害廃棄物対策指針 技術資料」 ・平成26年度の実績に基づき再整理した処理可能量により加筆修正
59	資料編 P5	北海道 危機対策課	【確認事項】 ・想定地震等については、「北海道地域防災計画」に記載されているものののみを使い、新しいデータ等があっても、地域防災計画に反映されていないものは、使用しない、ということによかったか。 (例えば、太平洋沿岸の浸水想定については、H24.6に更新しているが、それは使用しないということによかったか。)	地域防災計画に反映されていないものは、使用しない方針である。
60	資料編 p6、p17	北海道 危機対策課	【確認事項】 ・資料編6ページ、15ページに記載の震度分布の図は、出典として「北海道地域防災計画の地震データ」と記載があるが、地域防災計画には、想定地震についての記載はあるものの、地震に関するデータ(震度等)については記載されていない。 おそらく、「地震被害想定調査結果(平成24年度～平成26年度)」のデータを活用されたのかと思うが、そうであれば、出典を修正した方がよいと考える。	ご意見にしたがって修正。
61	資料編 P14 6. 北海道	事務局	—	・焼却施設と最終処分場について表7を整理 ・仮設トイレ等、その他の連携

	での連携 について の検討			項目については本文に記載
62	資 料 編 p18	北海道 循環型社会 推進課	災害廃棄物処理計画の策定目標が 60% となっていることから、地域防災計画 として策定している自治体数、災害廃 棄物処理計画単独で策定している自治 体数が分かるようにした方がよい。	本文に災害廃棄物処理計画策 定済み及び策定中に関する内 訳を追記。

北海道循環型社会推進課からのご意見①～③は以下に対応

①	・実施する主体を明確にすべき。 ・「必要がある。・望ましい。」は削除すべき。 (アクションプランとして策定するものであるため、方向性や必要性を示す記載では不十分)
②	・実施する主体を明確にすべき。
③	・「必要がある。・望ましい。」等は削除すべき。